

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 242 条第 4 項の規定により、住民監査請求に係る監査を行ったので、監査結果を次のとおり公表します。

平成 31 年 4 月 25 日

魚沼市監査委員 星野 武男

魚沼市監査委員 森山 英敏

## 第 1 請求の受理

### 1 請求の提出日

平成 31 年 2 月 25 日

### 2 請求の受理

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、平成 31 年 2 月 26 日に受理を決定した。

## 第 2 請求の趣旨

以下のとおり、魚沼市職員措置請求書（以下「本件請求書」という。）から請求の要旨及び請求の内容を原文のまま記載する。

斎場建設瑕疵担保請求の現在の状況は、地方自治法（以下、「法」という。）ならびに魚沼市債権管理条例（以下、「条例」という。）に違反していることは明白であり、魚沼市長佐藤雅一の違法行為ならびに条例違反を監査委員は容認していると取られかねない。違法行為ならびに条例違反を是正する措置を講じろと勧告することを求める。

平成 28 年 3 月 18 日に旧地権者へ工事変更に伴う瑕疵担保請求額の減額通知と催告を行ったが、履行されなかった時点で直ちに法第 240 条第 2 項の規定、「普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取り立てに関し必要な措置をとらなければならない。」を

講じなければならなかった。

市長はその後年一回の催告状を送るのみで、請求人が住民監査請求をし、監査結果で勧告されるまで何の措置も講じていなかったことは違法行為である。また、条例の第7条（強制執行等）にも違反している。

請求人が平成30年11月20日付けで魚沼市職員措置請求書を提出し、監査の結果（平成31年1月16日付魚監第55号）の勧告の内容、「市長は、本件瑕疵担保請求について旧地権者に対し、履行を促すための対策を、平成31年2月6日までに講じることを勧告する。」に基づき、勧告に基づく対策について（平成31年1月18日付魚環第325号）により、平成31年1月24日、同26日、同27日、同29日に、小峯環境課長と横山環境対策室長2名で、旧地権者宅及び広神コミュニティセンターに出向き、旧地権者と面会により催告した。

復命書を見ても、旧地権者は市の対応に疑問や不満があり、依然瑕疵担保請求の支払いには同意しておらず、このままでは回収できなくなり市の損害となりうることは明白である。

これまで、年一回の催告状の送付だけに留まり、一切の対策を講じてこなかったことは、市長佐藤雅一の怠慢、懈怠と言わざるを得ず、違法行為及び条例違反の是正を勧告し、瑕疵担保請求分の回収に向けて、面会して催告などという生ぬるい手段ではなく、直ちに裁判上の請求を行い、強制執行の対策を講じるべきとの勧告を求める。

さらに、回収できない場合は、市長は市の損害である未収金2,709万1,290円を市に支払うよう勧告することを求める。

次に、後述する平成31年3月28日に行った請求人の陳述及び証拠の提出において、上記請求の要旨の補足を行っている。このうち、魚監第55号（平成31年1月16日付け）による勧告（以下、「勧告」という。）以降に係る関係箇所を原文のまま記載する。

さらに、平成31年1月16日に監査勧告が出てその対策として、小峯環境課長と横山環境対策室長が、同年2月24日から29日にかけて旧地権者に面会して催告した（請求書に記載済み）が、先ほどから述べているように延滞金、催告手数料の請求、期限内の履行がない場合の裁判手続きへの移行の通告も何ら行っておらず、この弁償金をまるで徴収する気がないような対応は懈怠による明らかな不作為行為であり違法行為を形成する。

すでに督促状発送時の延滞金、督促手数料は請求を怠ったため回収できず、請求権自体が短期消滅時効に該当するので再請求はできない。そのため現時点で市の損害となっている。この損害は旧地権者から回収することは不可能なため、市長に賠償するよう勧告することを求める。

このままでは、監査委員がこの違法状態を容認しているという事になるから、市長佐藤雅一にこの違法行為を是正する措置を講じるよう勧告することを強く求めるとともに、現に市に損害が発生しているためその損害金の賠償と、さらに発生した場合は、懈怠により不作為の違法行為を継続した現市長佐藤雅一が、市にその損害を賠償するよう勧告することを重ねて求める。

### 第3 監査の実施

#### 1 監査対象部局

魚沼市環境課

#### 2 監査の方法

関係書類等の監査を行った。

#### 3 監査対象事項の決定

平成 30 年度魚沼市一般会計当初予算の歳入 20 款諸収入 5 項雑入 2 目弁償金に計上された「斎場建設瑕疵担保請求（滞納繰越分） 27,091 千円」（以下「本件瑕疵担保請求」という。）について、次の事項を監査対象とした。

- (1) 魚沼市が、本件瑕疵担保請求の管理を怠る事実があるか
- (2) 魚沼市が、本件瑕疵担保請求の管理を怠ったことにより回収できなかった場合は、佐藤雅一（市長）はその損害額を市に賠償しなければならないか。

#### 4 請求人の陳述及び証拠の提出

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 31 年 3 月 28 日、陳述及び証拠の提出の機会を設けた。また、陳述の際、同条第 7 項の規定に基づき、環境課の職員を立ち会わせた。

#### 5 監査対象部局の見解

「勧告に基づく対策について」（平成 31 年 1 月 18 日付魚環第 325 号）のとおり、旧地権者宅を訪問し、債務の履行を催告する。その結果により債権の徴収に向けて

今後の具体的な対応を検討する。

## 6 事実関係の確認

時系列に示すと以下のとおりである。

- ・平成 27 年 6 月 29 日 旧地権者に瑕疵担保請求を行う。
- ・平成 27 年 8 月 28 日 督促状の送付
- ・平成 28 年 3 月 18 日 旧地権者へ工事変更に伴う瑕疵担保請求額の減額通知と催告
- ・平成 28 年 6 月 24 日 関連する住民訴訟提起
- ・平成 29 年 3 月 27 日 旧地権者へ催告状の送付
- ・平成 30 年 3 月 29 日 旧地権者へ催告状の送付
- ・平成 30 年 9 月 13 日 関連する住民訴訟に対する判決
- ・平成 30 年 11 月 20 日 「斎場建設瑕疵担保請求（滞納繰越分）の管理を怠る事実」について魚沼市職員措置請求書が提出
- ・平成 31 年 1 月 16 日 「斎場建設瑕疵担保請求（滞納繰越分）の管理を怠る事実」について市長に催告
- ・平成 31 年 1 月 18 日 上記催告に対し、市長から対策について通知
- ・平成 31 年 1 月 24 日～ 旧地権者に対し、訪問等により直接催告  
1 月 29 日

また、監査対象事項に関する関係書類等の監査の結果、次のような事実を認めた。  
なお、催告の際に確認した事実については、本件請求に係るものも含め省略する。

- (1) 平成 27 年 8 月 28 日付けの督促状は、魚沼市債権管理条例施行規則（平成 25 年規則第 3 号、以下、「規則」という。）で定められた様式の記載要件を満たしていなかったこと。
- (2) 1 月 24 日から 29 日まで、4 日間行った訪問等により直接説明を行う催告の結果、旧地権者の本件請求に係る瑕疵担保請求に対する認識は次のとおりであった。
  - ① これまで市から特段の連絡がなかったことについては、裁判係争中という説明で理解したこと。

- ② 廃棄物の現地確認もさせずに、瑕疵担保請求していることなど市に対する不信感があること。
- ③ 瑕疵担保請求に対する支払いの意思は、現時点ではないこと。
- ④ 今後の訪問については同意したこと。

#### 第4 監査委員の判断

魚沼市では魚沼市債権管理条例を定め、本件瑕疵担保請求が該当する非強制徴収債権についても適正な管理を行うこととしている。

債権の徴収は、一般的に期限までに履行がない者に対しては、督促を行い、督促を行っても履行がない者には催告を行う。それでも履行がない場合は、催告を次第に強めて履行を促すが、それでも履行がない場合には訴訟の手続きを行って請求することとなる。請求人が平成30年11月20日付けで請求した住民監査請求に対して、このことを踏まえて、市長に勧告を行った。

本件請求は、大きく分けて、速やかに本件瑕疵担保請求を強制執行できるようにすること、督促手数料、延滞金等の請求を行っていないこと及び本件瑕疵担保請求が回収できなかった場合の賠償責任の3点である。

強制執行できるようにする対策については、当然、市長はそのことも念頭に入れて勧告に対する対策を行うものと認識している。これまで、本件瑕疵担保請求の相手方と相互の理解を含め、交渉等をまったく行っていなかった状態から、1月末に相手方に対し個別訪問し説明を行い、次回の来訪についても了解を得ていることから、当分の間、市長が行う対策の推移を見守るべきと考える。

また、本件瑕疵担保請求が回収できなかった場合の損害賠償についても、回収できなかった場合についてのことなので上記同様と考える。

督促手数料、延滞金等の請求を行っていないことについて、市では魚沼市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例（以下、「徴収条例」という。）を定めているが、本瑕疵担保請求については、民法に基づく請求なので、徴収条例には拠らず民法の規定に従うこととなる。民法第419条第1項で、金銭債務の支払いが遅れた場合の損害賠償として遅延損害金が規定されているが、遅延損害金の金額を仮に法定利率で算出したとしても、その金額で確定するとは限らないため、仮の額で請求することは適当ではないと考える。このため、請求人の主張する損害は、市に生じていないと認められる。

## 第5 監査の結果

以上のことから、監査委員合議の結果、本件請求については次のとおりとする。

- (1) 速やかに本件瑕疵担保請求を強制執行できるようにすることについては、請求人の主張に理由があると認めるが、勧告に対し市が対策を講じてから、2ヵ月程度のため、当面、市長が行う対策の推移を見守ることとする。

また、本件瑕疵担保請求が回収できなかった場合の損害賠償については、予測はできるが、前述のように推移を見守ることとする。

- (2) 督促手数料、延滞金等の請求を行っていないことについては、根拠法である民法の規定により、不用と判断し、棄却する。

## 第6 意見

本件請求における監査委員の判断は以上のとおりであるが、今回の監査を通じ、市長に対し以下のとおり意見を述べる。

債権の管理について、最高裁判所の判例もいくつか示されており、そのことも承知の上、対策を進めていただきたい。

また、督促状の様式が条例に基づいていない点、遅延損害金の説明が旧地権者がない点など事務手続き上の不備が見受けられる。今後、旧地権者に対し説明を行う際は、丁寧な説明を行うよう求める。